コーポレート・ガバナンス報告書

2026年11月27日

会　　社　　名　　寶結株式会社
代　表　者　名　　代表取締役社長　　福岡　広大
問　合　せ　先　　取締役管理統括管理本部長　原　英明
Ｔ　　Ｅ　　Ｌ　　093-562-3755
Ｕ　　Ｒ　　Ｌ　　https://houyou.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。

また、当社は、経営責任を明確にする組織体制の構築と経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福岡　広大	557,800	46.48
合同会社国生	540,000	45.00
ボードウォーク・キャピタル㈱	36,000	3.00
那珂　通雅	12,000	1.00
佐伯　智洋	12,000	1.00
大淵　清	12,000	1.00
柳原　一雅	12,000	1.00
山下　亮	12,000	1.00
美濃部　直樹	6,000	0.50
株式会社アンサーホールディングス	100	0.01
トライブ・ホールディングス・ジャパン株式会社	100	0.01

支配株主名	福岡　広大

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	－

補足説明

当社の議決権の過半数は、代表取締役社長 福岡広大氏及びその資産管理会社である合同会社国生が保有しています。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	８月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、第三者との同種取引の条件と比較し、当社にとって不利な条件とならないよう適正性を確認のうえで実施しております。 新たに支配株主との取引又は関連当事者取引を行う場合には、事前に取締役会に付議し、取引の必要性、条件の妥当性、少数株主への影響等を審議のうえ承認を得ることを義務付けています。 また、利害関係を有する取締役が存在する場合には、当該取締役は議決に参加せず、利益相反を回避する体制を構築しています。 重要な取引が発生した場合には、会計基準及び取引所規則に従って財務諸表等に適切な注記開示を行い、監査役及び監査法人と連携して会計処理の妥当性を確認します。 なお、直前事業年度末において、支配株主又は関連当事者との重要な取引関係及び残高は存在しておりません。 これらの運用を通じて、当社は支配株主との取引における公正性・透明性を確保し、少数株主の利益を損なうことのないよう体制を整備しています。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	７名以内
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	―

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
那珂　通雅	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係（２）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
那珂　通雅	―	―	那珂通雅氏を社外取締役とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の牽制機能が強化さ

			れることを期待したためであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	３名以内
監査役の人数	２名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しておりませんが、財務報告の信頼性を確保するため、監査法人（如水監査法人）による監査を受けています。 監査役は、監査法人及び内部監査室と定期的に情報共有を行い、三者の連携を通じて監査の実効性を高めています。監査法人とは、監査計画や指摘事項について必要に応じて意見交換を行い、必要に応じて改善対応を取締役会に報告しています。 内部監査室は代表取締役社長直轄の独立組織として 2025 年 9 月に設置され、各部門の業務運営及び内部統制の有効性を検証しています。監査結果は監査役及び監査法人に共有され、重要な課題については三者協議を通じて是正方針を策定しています。 このように、監査役・監査法人・内部監査室が相互に連携することで、監査体制の独立性と実効性を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	２名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	―

会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦川　晃司	公認会計士													
加茂野　秀一	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦川　晃司	―	―	浦川　晃司氏を社外監査役とした理由は、同氏が公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、当社監査体制の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断したためであります。
加茂野　秀一	―	―	加茂野　秀一氏を社外監査役とした理由は、長年の行政経験及び民間企業経営にて培われた豊富な知見を有していること、また、これらの知見に基づき、経営全般に対する監視や有効な助言に加え、危機管理や内部統制の観点からも当社の監査を適切に遂行できると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役員及び従業員の士気向上と企業価値向上への貢献を目的として、新株予約権（ストックオプション）制度を導入しています。 取締役及び従業員を対象に、職務内容・業績・貢献度を考慮して付与を行い、中長期的な業績連動報酬としての性格を持たせています。

ストックオプションの付与対象者	取締役（社外取締役を除く）、従業員

該当項目に関する補足説明

2025年8月29日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び発行者情報に全取締役の総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員報酬の具体的配分金額及び支給方法については、株主総会で決議された総額枠の範囲内で、取締役会が個別に決議する方式を採用しております。 代表取締役が職務内容・責任範囲・貢献度・市場水準等を総合的に勘案して案を作成したうえで、事前に監査役へ説明し、監査役の意見を踏まえたうえで、取締役会において個別金額及び支給方法を決議しております。 なお、利害関係を有する取締役は当該審議及び議決に参加しておりません。 各役員の報酬は、以下の基準に基づいて決定しています。 ・役位・職責（代表取締役・事業本部長・管理本部長 等） ・責任範囲及び担当部署の規模・重要性 ・当該事業年度における業績及び個別の貢献度 ・同規模企業・同業他社との報酬水準比較

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役が職務を円滑に遂行できるよう、管理本部が事務局機能を担い、必要な情報提供及び支援を行う体制を整備しています。 取締役会開催に際しては、審議事項及び関連資料を事前に送付し、重要な議題については管理本部よ

り個別説明を行っています。
また、取締役会終了後には、議事録及び経営関連の資料を共有し、社外役員からの質問・意見に対しては迅速にフィードバックを行う運用を行っています。
必要に応じて、社外取締役・社外監査役・管理本部間での情報交換会を開催し、経営上の課題認識を共有しています。
このように、社外役員が独立した立場から十分な監督・監査を行えるよう、情報アクセスの機会と環境を確保しています。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)　取締役会
当社の取締役会は、５名の取締役（うち社外取締役１名）で構成されております。
取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を管理・監督しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。
取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。
また、監査役２名が取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2)　監査役
当社は監査役設置会社制度を採用しており、社外監査役２名で構成されており、監査役の協議を行うことを目的に監査役協議会を設置しております。
監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3)　内部監査室
当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置しております。本社以下全部署を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

(4)　会計監査
当社は、如水監査法人と監査契約を締結し、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項及び証券会員制法人福岡証券取引所の同特例第 127 条第３項に基づく監査を受けております。なお、2026 年８月期において監査を執行した公認会計士は、廣島　武

文氏及び村上　知子氏であり、継続監査年数は２年であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士５名、会計士試験合格者１名であります。 なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、成長段階にある中堅規模の企業として、機動的な意思決定と経営監督機能の両立を図るため、監査役設置会社の体制を採用しています。 また、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Market への上場企業として、会社法上の会計監査人は設置しておりませんが、取引所規則に基づき監査法人による監査を受けることで、財務情報の信頼性とガバナンスの透明性を確保しています。 今後の事業規模拡大及び将来的な市場区分変更も見据えつつ、会社規模と実効性のバランスを考慮した体制を維持しています。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現在、法定期日（開催日の２週間前）を遵守しつつ、できる限り前倒しでの発送を目指しています。 現状では事務体制・監査手続の関係から法定期日直前の発送となる場合がありますが、将来的には議案確定プロセスの早期化と内部書類承認の効率化を通じて、株主がより余裕をもって検討できるよう前倒し発送を実現する方針です。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は８月決算のため、定時株主総会は 11 月上旬から下旬に開催しており、一般的に多くの企業が総会を開催する「集中日（6 月下旬)」には該当しません。 したがって、集中日を避けるための特別な対応は必要ありませんが、株主が出席しやすい時期・日程を考慮し、適切に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	現在、議決権の行使は書面により行っており、電磁的方法による行使制度は導入していません。 ただし、株主構成や市場特性（TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market）を踏まえつつ、将来的な外部株主の増加や利便性向上に対応できるよう、電子行使制度の導入については継続的に検討を進めています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社の株主構成は、代表取締役及び役職員を中心とする関係者が大半を占めており、機関投資家による議決権行使の機会は現時点では限定的です。 そのため、議決権電子行使プラットフォームには参加していませんが、将来的に機関投資家や外部株主が増加した場合には、利便性向上の観点から参加を検討する方針です。 株主の意見を経営に適切に反映させるため、今後も出席株主からの意見聴取や

	質疑応答の充実を図るなど、対話機会の拡充に努めていきます。
招集通知(要約)の英文での提供	当社の株主構成は国内の経営陣及び関係者が中心であり、現時点では外国人株主の保有は限定的です。 そのため、招集通知や要約の英文提供は実施していませんが、将来的に外国人株主の増加や海外投資家からの出資が見込まれる場合には、必要に応じて英文要約の作成・提供を検討します。

2．IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2026 年５月 22 日にディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では実施していません。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では実施していません。
IR 資料をホームページ掲載	当社ウェブサイトの IR ページにおいて、決算短信、発行者情報、適時開示資料、コーポレート・ガバナンス報告書等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部が広報・IR 業務を兼務しており、今後の体制拡充を検討しています。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人々の営みをデザインする」というビジョンのもと、すべての利害関係者との信頼関係の構築を経営の基本方針としています。内部統制規程、情報セキュリティ規程、就業規則等により、従業員・取引先・顧客・地域社会に対する責任を明確にしています。 就業規則、情報セキュリティ基本方針、コンプライアンス規程等において、利害関係者の尊重と誠実な企業行動を明文化しています。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	障がい者雇用・地域 DX 支援・クラウド利活用の推進を通じて、持続可能な社会への貢献を図っています。特に自治体や教育機関と連携し、地域 ICT インフラの整備支援を行っています。
ステークホルダー	適時開示方針及び内部情報管理規程に基づき、正確かつ公平な情報提供を行い

に対する情報提供に係る方針等の策定	ます。また、2026年5月22日にディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	社員が安心して働ける職場づくりを目的に、ダイバーシティ推進、ハラスメント防止、労務管理の適正化に取り組んでいます。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業活動の適正性及び効率性を確保するため、「内部統制基本方針」を定め、取締役会の監督のもとで内部統制システムを整備しています。
具体的には、業務分掌及び職務権限規程により意思決定権限を明確化し、重要な取引・契約は複数承認制により適正性を担保しています。

また、財務報告の信頼性確保のため、会計処理・資金出納・債権管理・購買・与信審査等の各プロセスについて、相互牽制が機能する運用体制を構築しています。

内部監査室を代表取締役社長直轄の独立組織として設置し、各部門の業務運営や法令遵守状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会が指定する決議体に報告しています。

さらに、リスクマネジメント体制として「リスク管理規程」及び「情報セキュリティ基本方針」を整備し、発生リスクの早期把握と是正措置を実施しています。

これらの仕組みにより、経営の健全性・透明性を確保し、持続的な企業価値の向上を目指しています。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的信頼の維持を最優先とし、「反社会的勢力排除方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しています。

取引開始時には、外部データベースを利用した調査を実施し、取引先が反社会的勢力に該当しないことを確認しています。

また、万が一関係が疑われる事案が発生した場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しています。

全役職員に対して定期的な教育・周知を行い、反社会的勢力との一切の関係遮断を徹底しています。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点で買収防衛策を導入していません。

株主構成が経営陣及び関係者中心であることから、敵対的買収の発生可能性は極めて低いと判断しています。

ただし、将来的に株主構成や資本政策の変化により必要性が生じた場合には、法令及び市場慣行を踏まえて適切に検討します。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

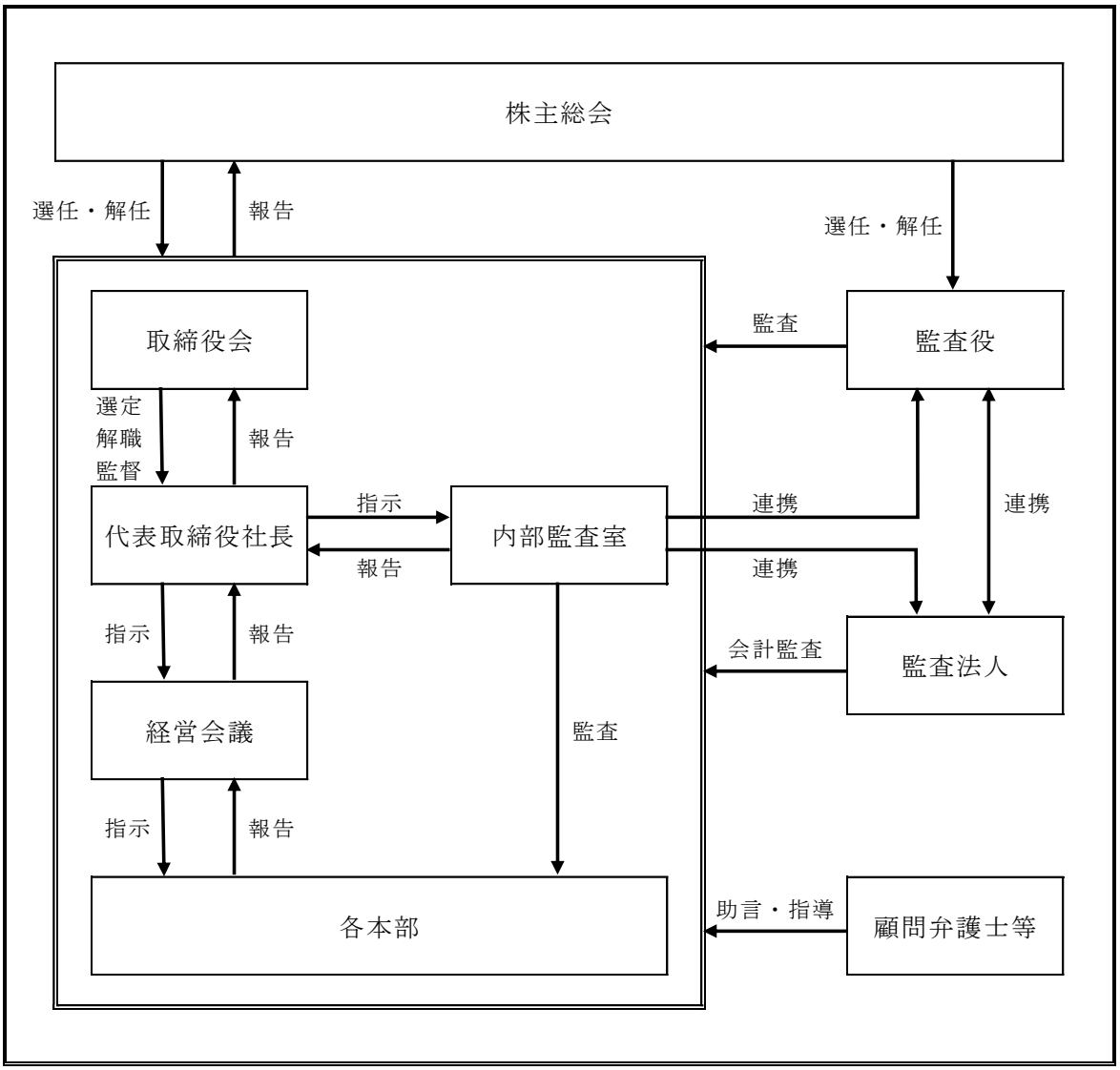
当社は、取締役会・監査役・内部監査室・監査法人（如水監査法人）が相互に連携することで、内部統制及び監査体制の実効性を確保しています。

また、社外役員が経営の重要事項に対して独立した立場から助言・監督を行う体制を構築しています。適時開示に関しては、管理本部を中心に開示プロセスを明確化し、情報伝達・審査・承認・公開までの手順を内部文書として整備しています。

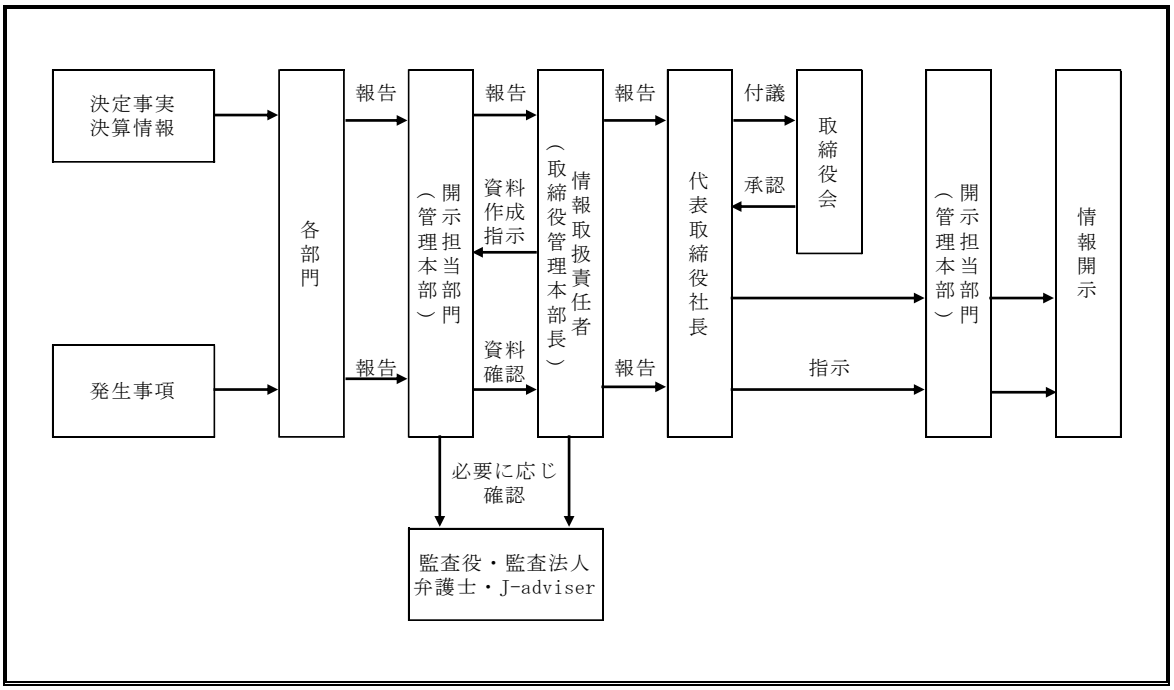
今後も、上場企業としての信頼性確保と透明な経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な改善に努めてまいります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります

【模式図(参考資料)】


株主総会
選任・解任
報告
選任・解任
取締役会
監査
監査役
選定
解職
監督
報告
指示
代表取締役社長
内部監査室
連携
連携
報告
連携
指示
報告
会計監査
監査法人
経営会議
監査
指示
報告
各本部
助言・指導
顧問弁護士等

【適時開示体制の概要（模式図)】



以上